

第10回議会改革特別委員会

日時：平成22年11月25日（木）午後1時00分～午後3時13分

場所：市議会委員会室

1 具体的検討項目の検討

(1) 常任委員会及び予算・決算特別委員会の審査のあり方

- ・ 常任委員会の機能強化を図っていくこととし、閉会中でも議決により付議案件について継続的に活動できるという委員会の特性を生かし、所管事務調査を積極的に行っていくこととしました。また、請願に係る意見書については、所管の常任委員会で議案を作成し提出する方法に変更していくこととしました。
- ・ 予算及び決算の審査のあり方については、予算及び決算を所管する常任委員会を新たに設置して審査を一元化する方法、現行の審査方法等について検討してきましたが、まずは上記の常任委員会の機能強化の取組を行い、その状況等を踏まえて将来において検討をすることとし、当面は現行の審査方法（当初予算・肉付け予算については予算特別委員会を設置して審査、通常の補正予算は常任委員会で審査、決算については決算特別委員会を設置して審査）を継続していくこととしました。

(2) 常任委員会への議員の所属制限の再考

当面は、現行の方法（1議員1常任委員会に所属）を継続していくこととしました。なお、将来において予算及び決算の審査の方法を検討する際には、この件も併せて検討することとしました。

(3) 反問権

議員の質疑・一般質問に対して、市長等執行機関の職員は反問することができることとし、反問の範囲については、質問の趣旨を確認する程度にとどめるというように制限するかどうか協議した結果、制限しないこととしました。なお、平成22年3月定例会から試行運用することとし、本格的な導入については、今後検討する予定である議会基本条例において定める必要があることから、同条例の検討の中で試行運用の結果も検証しつつ検討を加えていくこととして、同条例の制定・施行後としました。

また、本会議だけに限らず、委員会及び協議会においても同様に反問することができることとしました。

(4) 議場の投票機能の活用

現行の採決（表決）方法（「起立採決」、「簡易採決」、「記名投票」、「無記名投票」）で議事の運営に支障が出ているとは認められないことから、現在使用

している議場の会議システムに押しボタン方式の投票機能を追加しないこととしました。なお、投票機能の追加について、個々の議員の賛否の公表になげていくことも目的の1つにしてはどうかとの意見があったことから、賛否の公表について協議した結果、公表していくこととしました。（公表の方法については、今後検討する予定である具体的検討項目「議案等についての議員の賛否の公表」で詳細を検討します。）

(5) 本会議でのパネル使用の規定（ルールの案について）

もっと簡便な手続とするように案を見直すこととしました。

2 中間報告書のまとめについて

平成22年12月定例会で、これまでの経過及び結論を得たものについてはその内容を報告することとし、その中間報告書の案について協議しました。

3 次回の会議

次回の会議の開催日時は、平成22年12月15日（水）午後1時（平成22年12月定例会の本会議の終了時間が午後1時を超えた場合は、本会議終了後）としました。

配付資料

- ・ 事項書
- ・ 資料1 継続協議項目の検討の方向性について
- ・ 資料2 伊勢市議会パネル等の取扱いに関する要綱の案
- ・ 資料3 議会改革特別委員会中間報告書の案